

認可後の地縁団体

(1) 印鑑登録と印鑑登録証明書の発行について

認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。手続は以下のとおりです。

項目	手数料	受付窓口	必要な書類
団体の印鑑登録	無料	市役所 まちづくり課	◎ 認可地縁団体印鑑登録申請書 （代表者実印の押印があるもの） ◎ 代表者の個人印の印鑑登録証明書 ◎ 地縁団体の印鑑 （一辺が 8 mm 以上 30 mm 以下）
印鑑登録の廃止			◎ 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 ◎ 登録を受けた認可地縁団体の印鑑
印鑑登録証明書の発行	300円		◎ 印鑑登録証明書交付申請書 ◎ 登録を受けた認可地縁団体の印鑑

(2) 地縁団体名義で不動産登記ができます

- * 登記申請については、法務局へお問い合わせください。
- * 登記申請の添付資料として、**地縁団体台帳の写し**（担当：市役所まちづくり課／手数料300円）が必要となります。
- * **令和 8 年 10 月 1 日から、地縁団体台帳の写しに記載される代表者等の住所が原則非表示となります。**代表者等の住所を表示した地縁団体台帳の写しの交付を受けるには、住所表示が必要な代表者本人から交付請求をいただくか、住所表示が必要な代表者からの委任状が必要です。

[台帳交付申請に必要な書類]

- ☐ 地縁団体の証明書交付申請書
- ☐ 委任状（代表者等の住所を表示した地縁団体台帳の写しを代理人が請求する場合）
- ☐ 請求者の本人確認書類（代表者等の住所を表示する場合）

(3) 告示事項に変更があったら（代表者の変更など）

認可を受けた後に、告示事項を変更したときは、まちづくり課へ届け出てください。

[提出書類]

- ☐ 告示事項変更届書
- ☐ 申請者が代表者となることを受託した旨の承諾書の写しで、申請者本人の署名・押印があるもの。（代表者の変更の場合）
- ☐ 告示された事項に変更があった旨を証する書類（議事録の写しなど）

(4) 規約の変更があったら

認可を受けた後に、規約の内容を変更したときは、まちづくり課へ届け出てください。

[提出書類]

- 規約変更認可申請書
- 規約変更内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写しなど）

(5) 認可の取消し

認可地縁団体が**次の事項に該当**する場合は、認可は取消されます。

- ① 2・3ページの4つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くこととなったとき
- ② 不正な手段により認可を受けたとき

(6) 認可地縁団体の解散

認可地縁団体が**次の事項に該当**する場合は解散となります。

- ① 規約で定めた解散事由の発生
- ② 破産手続開始の決定
- ③ 認可の取消
- ④ 総会において、規約で定めた定数の会員の賛成で、解散することが決議されたとき
- ⑤ 構成員が「相当数」に満たなくなった場合

(7) 地縁団体の不動産登記の特例について（平成27年4月から）

地縁団体が所有する不動産の登記名義人等の全部又は一部の所在が知れない場合には、**次の事項を疎明する資料を添付**して市に公告の申請することができます。この場合、**3か月間の公告期間において登記関係者からの異議がなければ、登記関係者等の承諾があったものとし当該不動産の登記をすることができます。**

【添付資料】

- ① 地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ② 地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平然かつ公然と占有していること。

[①②を疎明する資料]

- ・ 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書
- ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・ 固定資産税課税台帳の記載事項証明書 等

- ③ **当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又は、かつて構成員であった者であること。**

[③を疎明する資料]

- ・ 認可地縁団体の構成員名簿
- ・ 市が保有する地縁団体台帳

- ④ **当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有者の登記名義人、その相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと。**

[④を疎明する資料]

- ・ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・ 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※ この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置付けられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。